

事 務 連 絡
平成24年5月18日

各 商 工 会 御 中

福岡県商工会連合会
(経 営 支 援 課)

『中小企業総合展 JISMEE2012』 出展募集のお知らせ

標記の件につきまして、中小企業基盤整備機構より、依頼がありましたので、お知らせ致します。

この度、東京ビッグサイトにおいて『中小企業総合展 JISMEE2012』が平成24年10月10日(水)～12日(金)にて開催されます。

この展示会は公的機関が主催する日本最大級のマッチングイベントで、中小・ベンチャー企業の皆様に、新製品、技術、サービスなどをブース展示していただき、販路開拓や業務提携といったビジネスマッチングを支援しようとするものです。

つきましては、下記URLより内容を確認いただき、対象となる会員事業者等へご周知いただきますようお願い致します。

なお、出展を希望される方には、平成24年6月8日(金)までに、別添申込書に必要事項を記入の上、直接申し込んで頂きますようお願い致します。

(担当:大原)

記

■ 詳細 HP : <http://www.smrj.go.jp/jismee2012/>

■ 申込書 : 別添のとおり

■ お問い合わせ : 中小企業総合展 JISMEE 事務局

〒104-0045 東京都中央区築地 4-7-3 築地ファーストビル 8F

TEL:03-3524-4668 E-mail:jismee2012@smrj.go.jp

中小企業総合展 JISMEE2012

(Japan International SME Exhibition 2012)

出展申込書

募集対象 ■ 出展募集対象

自ら開発した新製品、サービス、技術等を展示・紹介し、販路開拓、業務提携等のビジネスマッチングを求める中小企業（注1）及びベンチャー企業（注2）等。

（注1）中小企業とは(中小企業基本法より)

- 製造業、その他・・・資本金3億円以下または従業員300人以下
- 卸売業・・・資本金1億円以下または従業員100人以下
- 小売業・・・資本金5,000万円以下または従業員50人以下
- サービス業・・・資本金5,000万円以下または従業員100人以下

※日本に法人登録している外資企業で、上の範囲に該当する企業は中小企業とみなします。

※上の範囲に該当する中小企業でも、以下のいずれかに該当する企業（みなし大企業）は対象に含みません。

- ・発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上が同一の大企業の所有に属している法人
- ・発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上が複数の大企業の所有に属している法人
- ・大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を含めている法人

※屋号を持っている個人は、中小企業とみなします。

※事業協同組合、企業組合、協業組合も対象に含みます。

（注2）ベンチャー企業とは

- 創業前又は創業後15年以内であって、上の範囲に該当する中小企業

出展者の決定方法

出展者は、応募者から提出された出展申込書等をもとに、外部専門家から構成される審査委員が、厳正かつ公正な審査を行い、評価点の高い順に決定いたします。

■【主な審査項目】

展示する製品等の「特徴、新規性・独創性・競争優位性」「市場性、価格競争性」「事業化の実現可能性」「出展意欲、訴求力」など

- 審査の結果は、7月上旬を目途に書面にてご通知いたします。
- 審査結果に関するお問い合わせには一切お答えできません。
- 出展申込書の必要事項には漏れなくご記入ください。

<申込書作成にあたっての注意事項>

申込書は、全ての記載項目を具体的にご記入下さい。特に1～8は必ずご記入下さい。申込書に記載漏れがある場合は、出展審査の対象から外れる場合があります。

出展料

1 小間あたり3日間 105,000円（税込）

間口4.5m×奥行2.0m×高さ2.7m

- 上記出展料には、システムパネル、パラペット、社名板、パンチカーペット(※)の料金が含まれています。
- リース備品代、電気・通信回線使用料、試飲試食に関する設備費等は各出展者の負担となります。
- 原則1小間ですが、やむを得ない場合に限り最大2小間までお申し込みが可能です。その際は、2小間分の出展料がかかります。

(※)パンチカーペットについては、原則として、事務局が指定する色(区分ごとの色)となります。

出展料免除

青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県及び千葉県に所在する中小企業であって、**直接又は間接のいずれかの被害***を受けた中小企業者については、**出展料が無料となります。**

●但し、1 小間までのお申し込みに限ります。

*被害の分類

・災害の直接被害者

災害により、事業所、工場、作業所、倉庫等の主要な事業用資産に、倒壊・火災等の直接的な被害を受けた中小企業者

・災害の間接被害者

被害を受けた事業者の事業活動に相当（売上または部品・材料の調達等で 20%以上を占める）依存しているため、自らの売上が大きく減少している中小企業者

●本申込書、並びに下記「提出書類」のうち、**[2-4]** の添付資料があり、震災による被害を受けた事実を確認できた場合にのみ出展料無料となります。

※必ずしも出展をお約束するものではありません。

申込方法

巻末の「出展規約」に同意の上、本出展申込書の必要事項に漏れなくご記入いただき、メールまたは郵送/宅配便でお申送ください。(FAXでの申込はできません。)

提出書類

1. 出展申込書・・・1部（メールにファイルを添付しお送りいただくか、

もしくは郵送・宅配便にてお送りください）

※ご記入いただいた出展申込書は、コピーを取り、原本をお送りください。

コピーはお手元にて保管してください。

※メールにてお申送いただきました場合には、申込書を郵送していただく必要はございません。

2. 添付資料・・・各4部（郵送・宅配便にてお送りください）

[2-1] 会社案内

[2-2] 展示製品・サービスの説明カタログ

[2-3] 展示会カタログ及び Web に掲載する画像（展示製品・サービスの写真、または会社のロゴマーク等）※掲載用：1種類のみ

※写真または会社のロゴマーク等は出展者カタログ及び展示会の web サイトにて掲載いたします。

出展者カタログにおける掲載サイズは、5cm×5cm 程度を想定しております。

※デジタルデータでのご送付も受け付けます。640×480ピクセル以上の画像データを CD、FD、MO 等に保存し、上記添付資料と同封願います。なお、メールでのデータ送付はご遠慮願います。

※データにて画像をお送りいただく場合にも、出展審査の資料として、出力したものを4部ご送付ください。

※「中小企業新事業活動促進法」に基づく経営革新計画の承認を受けており、以下の条件を満たし、経営革新計画の承認に係る必要書類を提出している場合、審査において評価の対象となります（但し、本措置は出展を保証するものではありません）。

1. 出展する製品、技術、サービス等が、承認を受けた経営革新計画の「経営革新の目標」（経営革新計画のテーマ）に合致していること。

2. 中小企業総合展 JISMEE2012 の開催時期（10/10～10/12）が、経営革新計画の計画期間中、または、計画期間終了月（2010 年 9 月終了）の翌月から数えて、丸 2 年を経過する月までの間に該当していること。

上記資料に加え、以下の資料をお送りください。

中小企業新事業活動促進法第 9 条第 1 項に基づく「**都道府県知事等の承認書（都道府県知事等の押印文書）**」の写し…4部

同上「**(別表 1) 経営革新計画**」の写し…4部

[2-4] 震災による被害を受けた事実を確認できる資料

※「出展料免除」に該当する方のみご提出ください。

※下記いずれかの資料をご準備ください。

被害の分類	確認資料
災害の直接被害者	罹災証明書（コピー可）
災害の間接被害者	取引先の罹災証明書（コピー可）

※なお、自治体による罹災証明がない場合は被災証明書等、その他公的に証明できる書類等で代替することができます。

●注意事項

※カタログ等の資料も審査対象となりますので、必ず提出するようにしてください。

期日後に事務局に到着した場合には、カタログ等が審査対象外となる場合がございます。

※メールでお申込の場合にも、カタログ等の資料は郵送・宅配便等にて、期限内にご送付ください。

※ご応募いただいた申込書・添付資料・写真等は、審査の可否に関わらず返却いたしません。

※ご記入いただいた出展者情報は適切に管理します。（展示会の運営、中小機構が行う事業フォローアップのために利用する場合があります。）

提出先 中小企業総合展 JISMEE 事務局

メール：jismee2012@smrj.go.jp

郵 送：〒104-0045 東京都中央区築地 4-7-3 築地ファーストビル 8F

電 話：03-3524-4668

申込締切

■早期締切

2012年5月9日(水)

[メール] 24:00まで [郵送/宅配便] 必着

■最終締切

2012年6月8日(金)

[メール] 24:00まで [郵送/宅配便] 消印有効

早期申込のご案内

早期申込を頂いた場合には、出展決定に際し特典として、下記の中で一つを無料でご提供いたします。
(なお早期申込いただきました場合でも、審査上の優遇措置等はありません。)

1	会議用テーブル (W1800×D600×H730) ×1、白布×1
2	S管&チェーン×4セット、パイプ椅子×2
3	スポットライト×1灯 (幹線工事費・電気使用料別途)
4	記名受け×1、卓上カタログスタンド×1

注意事項

詳細は出展規約をご覧ください。出展申込の時点をもって、出展募集要綱及び出展申込書に記載された全ての事項及び出展規約を承認したものといたします。

- 主催者は、天災その他不可抗力により展示会を中止することができます。
- 主催者はやむを得ない事情により、会期、開場時間等を変更することができます。
- 本展示会は**企業間取引を前提とした商談を目的**としているため、出展者が小間内を含む会場内で展示物その他物品(サンプル品を含む)を**販売又は有料で提供**することを希望する場合は、**あらかじめ事務局に連絡を頂き、規約等を厳守する場合に限り販売を行うことができます。**
- 出展者が展示物の説明資料、製品見本などを配布する場合には、**自社の小間内**で行ってください。
- 主催者が会場管理に支障を生じると認めるときは、展示等を制限、または禁止することができます。
- 主催者及び事務局は、展示物の紛失、盗難、破損、運送事故、参加者の取り扱い不注意など、不可抗力による損害について、**いかなる損害賠償も負いません。**
- 主催者及び事務局は、本総合展における商談等に関するトラブルについて、一切の責任を負いません。
展示内容に関して、紛争、訴訟、異議申し立て、その他の問題が発生した場合、出展者は自己の責任と費用負担のもとに解決するものとし、主催者及び事務局は一切の責任を負いません。
- 出展決定の通知を受けた後の**出展取消・解約は原則として認められません。**

1 出展規約等への同意について

出展募集要綱及び、出展申込書(本書)に記載された全ての事項及び、出展規約に同意いたします。

申込日 2012年 月 日

(企業名)

(氏名)

2 出展企業概要について

※出展が決定した場合、●の項目は展示会Webサイトに、★の項目は出展者ガイドブックに掲載いたします。

※当日のガイドブックは、海外来場者・バイヤー向けに、英語版での作成も予定しております。

海外用ガイドブックに掲載を希望される方は、下記の項目の英語表記全てに英語でご記入ください。

一つでも抜けている項目があると、掲載されません。ご注意ください。

※英語については、半角英数でご記入ください。

●★会社/団体名	ふりがな	
	日本語表記:	
●★会社/団体名	英語表記	下記より一つ○をつけてください。
	(会社名のみを記入。株式会社等は、右からお選びください。)	Co.Ltd Corp Inc Ltd Co KK.
●★代表者	ふりがな	
	氏名:	役職:
●★代表者	英語表記(例:Taro Chusyou)	英語表記
●★本社 所在地	〒	●★TEL:
	日本語表記	— —
	英語表記(例:37mori Bldg, 3-5-1 Toranomon, Minato-ku, Tokyo-to, Japan)	

上記と異なる掲載情報をご希望の場合は、以下にご記入ください。

上記情報と同一の場合は御社 URL のみご記入ください。

●★掲載情報	ふりがな		
	氏名:	部署:	役職:
	英語表記	英語表記	英語表記
	〒	住所	TEL : — —
		住所英語表記	
	●★URL: http://		

担当者は展示会に係る出展手続き等の事務連絡に対応して頂ける方をお願いします。
 担当者が上記代表者と同一の場合には、**FAX番号、メールのみご記入ください。**
 また、事務局からの発送物、ご連絡は、全て担当者様宛となります。

担当者	ふりがな:		
	氏名:	部署:	役職:
連絡先	〒	TEL: — —	FAX: — —
	メールアドレス(携帯不可):		

3 企業概要

設立/創立年月	[西暦] 年 月	従業員数	人
1997年10月以前に設立された企業の場合、ガイドブック・当日の社名板等に「ベンチャー企業」と表記する予定になっております。表記の希望有無を、右の欄にご記入ください。			「ベンチャー企業」の表記を 希望する 希望しない
資本金	円	最近の年間 売上高	円
主な業種 (いずれか1つに○)	1.製造業 2.卸売業 3.小売業	4.情報通信業・ソフトウェア業	
	5.サービス業 6.その他()		
事業内容			
主力商品等			

4 出展希望区分を1つだけお選びください。

出展する製品等の区分	記入欄
部品・材料・製造技術関連	
情報通信関連	
ビジネス支援・人材・教育関連	
流通・物流関連	
新エネルギー・省エネルギー関連	
住宅・土木・建築関連	
環境・都市環境整備関連	
生活文化関連	
福祉関連	
食品関連	
医療・バイオ関連	

※出展区分については、申込状況等により区分を変更することがあること、予めご了承下さい。

5 本展示会への応募目的について、以下からお選び頂き、番号に「○」(最大2つまで)をつけて下さい。

- 1.取引先の開拓
- 2.業務提携(販売提携、技術提携、共同開発等)先の開拓
- 3.海外展開、海外市場への販路開拓
- 4.資金調達(融資)先の開拓
- 5.資金調達(出資)先の開拓
- 6.出展製品・技術・サービスの販売促進
- 7.出展製品・技術・サービスの市場調査、マーケティング
- 8.企業PR(広告・宣伝)・自社の知名度の向上
- 9.他の出展者との交流、ネットワーク構築
- 10.業界の動向や他社の製品・技術・サービスの情報収集
- 11.その他()

6 本展示会での目標等について

(1)展示会に応募した目的や今回の中小企業総合展 JISMEE2012 での数値などの目標について具体的(販路開拓、事業提携など)に記述してください。(記述例:商談成立○件、名刺交換○件 など)

(2)展示会でのビジネスマッチングのターゲット(業界、業種)を以下からお選びください。
また、具体的にどのようなマッチングを期待しているかについて記述してください。

- | | | | | |
|------------|----------|--------------|----------|---------|
| 1. 製造業 | 2. 建設業 | 3. 商社・卸売・小売業 | 4. 金融 | 5. デザイン |
| 6. 医療 | 7. IT・通信 | 8. 農林水産業 | 9. サービス業 | |
| 10. その他() | | | | |

(期待しているマッチングについてのイメージをご記入ください)

8 希望小間数に○を付けてください。

また会場内で試飲・試食を予定する場合は記入欄に○を付けてください。

希望小間数	1 小間	2 小間
-------	------	------

※2小間を希望する場合は、原則として展示物の大きさから1小間では展示・紹介できない場合等について認めます。
 ※事務局では、技術の企画展示、パッケージ展示を予定しております。出展決定後、事務局よりご連絡をさせていただきます。
 複数小間希望の場合には、その理由を下記にご記入ください。

複数小間の理由	
---------	--

試飲・試食あり(予定)	
-------------	--

※試飲・試食を実際に行う場合には、保健所への書類提出及び、給排水設備の設置(有料)が必要になります。
 なお、事務局としては、共同の給排水設備を設けることで、個々の出展者の負担軽減を図る予定です
 (4社以上の場合の例:費用負担1社3~8万円程度)。
 但し、試食等の内容や他の出展者の状況によっては、個別の設備対応になる可能性もあります。決定後に事務局にお問い合わせください。

早期申込(2012年5月9日)までにお申し込みの方にお伺いします。
早期申込特典として下記の項目より、一つお選びください。

1	会議用テーブル(W1800×D600×H730)×1、白布×1	
2	S管&チェーン×4セット、パイプ椅子×2	
3	スポットライト×1灯 (幹線工事費・電気使用料別途)	
4	記名受け×1、卓上カタログスタンド×1	

9 展示について

※出展が決定した場合、●の項目は展示会Webサイトに、★の項目は出展者ガイドブックに掲載いたします。

(1) ●★企業PR 事業内容、技術、主力商品をお書き下さい。また会社案内、製品パンフレット等を添付して下さい。

(150文字以内)※ガイドブックではスペースの都合上、改行されない場合があります。
 パソコンで記入する際、行をまたがる場合には、Enterキーでの改行ではなく、クリックにて改行をお願いします。

日本語:	
英語:	

(2) ●★展示製品名 展示する製品・技術・サービス・商品の名称

(30文字以内)※改行をしないでください。

日本語:	
英語:	

(3) ●★展示する製品・技術・サービス・商品のテーマ

(展示する製品・技術・サービス・商品のテーマに関するキャッチコピー)

(30文字以内) ※改行をしないでください。

日本語:
英語:

(4) ●★貴社で対応している体制 (貴社で有している体制についてのキャッチコピー)

(15文字以内) (例 国際対応可、視察ツアー受け入れ可 など ※改行をしないでください。)

日本語:
英語:

(5) ●★展示製品・技術・サービスPR 来場者に対するアピール

(150文字以内) ※ガイドブックではスペースの都合上、改行されない場合があります。

パソコンで記入する際、行をまたがる場合には、Enterキーでの改行ではなく、クリックにて改行をお願いします。

日本語:
英語:

10 ブースの展開方法、来場者への訴求方法等について (開催当日の実際の展示内容は変更可能です。)

(1) ブースの展開方法、来場者への訴求方法等について、実施する予定のものに○印をつけてください。	
商品等の実物展示 / 実演、体験、試食・試飲等 / 説明パネル展示 / パンフレット等の設置 /	
説明者の常時配置 / サンプル提供 / 即時見積もり提供 / 技術者同席 /	
海外対応: 英語・中国語・その他 _____ (要員あり・パンフレットあり・支社あり _____)	
(2) 展示製品その他物品(サンプルを含む)の販売について、下記にご記入ください。	
1. 展示製品その他物品(サンプル)の販売を行う	2. 展示製品その他物品(サンプル)の販売を行わない
上記(2)で、1. 展示製品その他物品(サンプル)の販売を行うと回答した方にお伺いします。	
販売を予定している製品名、販売価格をご記入ください。	
販売製品名:	
販売価格:	円

※上記、会場内での販売については、販売製品によってはご希望に添えない場合がございます。予めご了承下さい。

11 ●★貴社が求めているマッチング先についてお書きください。

(15文字以内) 単なる「販売代理店」「取引先企業」などではなく、
来場者が具体的にイメージしやすい自社の商談希望先企業や職種等を具体的に記述ください。
※改行をしないでください。

求む!

日本語:
英語:

12 出展者プレゼンテーションについて

会期中会場内に設置されたミニステージにおいて、出展者によるプレゼンテーションの開催を考えております。
 発表時間は、1社当たり15分を想定しております。
 プレゼンテーションをご希望の方は、下記にチェックを入れ、発表テーマ・発表内容をご記入ください。
 ※ご希望に添えない場合もございますので、予めご了承ください。

出展者プレゼンテーションに 申し込む 申し込まない

発表テーマ(20文字以内)	
発表内容(150文字以内)	

13 出展者検索システム「マッチングナビ」用キーワードを10個までお書きください。

※マッチングナビとは、展示会のWebサイト閲覧者が、出展分野・都道府県を選択することにより、
 閲覧者が求めている出展者を、確実に見つけ出すことができるマッチング支援システムです。
 また出展企業名やキーワードを入力することにより、さらに具体的な出展者を検索することができます。
 ※開催当日には、会場内にマッチングナビ用パソコンを設置し、来場者に利用していただきます。

1	2	3	4	5
6	7	8	9	10

14 今回、展示する製品・技術・サービス・商品等についての国等(*)からの補助金、助成金、委託費等の活用状況についてお答えください。なお、本件設問は、審査結果に影響するものではありません。

【1】貴社は、今回展示する製品について、国等からの補助金、助成金、委託費等を活用しましたか？
 下記、どちらかの番号を○で囲んでください。

1. 活用している	2. 活用していない
-----------	------------

【2】(【1】で「1. 活用している」と回答された方のみ)

活用した国等からの補助金、助成金、委託費等をご記入下さい。

補助金等を受けた年度： 平成 年度

補助金等の名称： _____

補助金等の交付機関：(_____)省(庁) ・ その他(_____)

補助テーマの名称： _____

(※)現在の社名が交付年度から変更されている場合、交付時の社名をお書きください。

(_____)

(*)国等…国の省庁及び独立行政法人を指します。地方公共団体は含まれません。

15 「中小企業新事業活動促進法」に基づく経営革新計画の承認状況についてお答えください。

【1】貴社は、現在、「中小企業新事業活動促進法に基づく経営革新計画」の承認を受けていますか？
また、今回展示する製品は、経営革新計画の内容と合致していますか？番号を○で囲んでください。

1. 経営革新計画の承認を受けていて、 なおかつ展示製品と経営革新計画の内容が 合致している	2. 経営革新計画の承認を受けていない もしくは、経営革新計画の内容と展示製品が 合致していない。
--	---

【2】(【1】で「1. 展示製品と経営革新計画の内容が合致している」と解答された方のみ)

当該経営革新計画の計画期間を西暦でご記入ください。

計画期間	年 月 ～ 年 月
------	-----------

→上記の期間が2010年10月以降を含む場合、以下の書類を出展申込書に添付してください。

- 中小企業新事業活動促進法第9条第1項に基づく「都道府県知事等の承認書(都道府県知事等の押印文書)」の写し4部
 - 「(別表1)経営革新計画」の写し4部
- ※事務局において申込書の記載内容と上記書類をチェックし、間違いのないことの確認が取れた場合、出展審査において評価の対象となります。(但し、本措置は出展を保証するものではありません)

16 三法(新連携・地域資源連携・農商工連携)についてお答えください。

【1】三法(新連携・地域資源連携・農商工連携)の認定を受けていますか？

認定を受けている場合には、その認定事業を○で囲んでください。

新連携	地域資源連携	農商工連携
-----	--------	-------

【2】(【1】でいずれかに○をつけた方のみ)

上記認定事業の認定年度、テーマ名をご記入ください。

認定年度	年 月～ 年 月(カ年)
テーマ名	

17 今回の中小企業総合展 JISMEE2012 の開催は何でお知りになりましたか。

該当する番号すべてに○をつけてください。(自由回答)

- | | | |
|---|-------------------------------|----------------|
| 1. 主催者側からのDM | 2. 中小機構ホームページ | 3. 中小機構メールマガジン |
| 4. J-net21 | 5. 中小企業庁・経済産業局のホームページ・メールマガジン | |
| 6. 都道府県、中小企業支援センターの広報、ホームページ、メールマガジン等 | | |
| 7. 2. ～6. を除く各種支援機関・団体の広報、ホームページ・メールマガジン等 | | |
| 8. 総合展ホームページ | 9. 総合展ポスター | 10. 新聞広告 |
| 11. 民間事業者のメール広告(メールマガジン等) | 12. イベント情報誌 | |
| 13. イベント情報ホームページ | | |
| 14. その他() | | |

[中小企業総合展 JISMEE2012(Japan International SME Exhibition2012)]
出展申込に際しては、以下の出展規約に同意したものとします。

出展規約

1. 事務局

ここで述べる事務局とは、中小企業総合展 JISMEE2012(Japan International SME Exhibition2012)の開催・運営・管理のために主催者によって設置された、主催者の代理人によって構成される組織を指します。

2. 出展申込及び本規約の効力の発生

所定の出展申込書に必要事項を記載し、又必要な資料を添付した上で事務局へ提出することによって、出展申込者として受け付けます。出展申込書が事務局で受理された時点で、出展申込者は本規約に同意したものと本規約の効力が発生し、本規約を遵守する義務が発生します。上記を踏まえた上で、事務局が審査によって出展者を決定し、審査結果を出展申込者へ通知します。ただし、審査内容等については公表しません。なお、事務局が出展者として適当でない判断した場合、出展審査合格通知後であっても、事務局は出展の申込を拒否することができます。その際の判断根拠等は公表いたしません。こうした事由で出展できないことで生じた出展者及び関係者の損害は補償しません。

3. 出展料の請求

出展決定の通知に合わせて、出展料の請求書を発行いたします。請求書に記載された期日までに指定銀行口座へお振込ください。支払期日までにお振込がない場合には、出展資格を喪失する場合があります。なお振込手数料は出展者が負担するものとします。

4. 出展キャンセル

出展決定の通知を受けた後の出展取消・解約は原則として認められません。出展者のやむを得ない事情により、出展のすべてまたは一部の取消・解約をする場合、出展者は書面にてその理由を事務局へ提出してください。その際には、出展料全額に相当する金額をキャンセル料として申し受ける場合があります。

5. 基本出展にて事務局が提供するもの

以下のものが出展料に含まれます。

- ①基本仕掛ブース(i小間 9㎡(「間口4.5m×奥行2.0m×高さ2.7m」)・システムパネル・社名版・パンチカーペット)
- ②基準時間内の会場使用料金・照明・空調費・出展者証5枚
- ③共用施設の工事費及び維持費
- ④広報宣伝費(招待状\ガキ・ポスター・案内状含む)
- ⑤来場者サービスに係る費用(誘導看板・会場案内看板等の制作費)
- ⑥事務局企画運営・安全管理・会場警備費用

6. オプション料金及び自社負担項目

下記項目については、オプション料金(事務局に申込み)、または自社手配として、別途ご負担していただけます。

- ①小間以上での出展の場合における追加小間費用
(i小間につきi05,000円(税込))
- ②一次測幹線・二次測電気工事費及び電力使用料
- ③臨時電話・ISDN・ADSL・光高速通信などの通信回線の架設費と通信料金

- ④アース・アンテナ等の工事費と使用料
 - ⑤出展者証6枚目以降の追加料金
 - ⑥出展者の自社小間装飾費
 - ⑦基準時間外の会場使用料
 - ⑧自社小間内の搬入費及び運賃
 - ⑨独自のHP制作など広報・宣伝費
 - ⑩自社出展機器及び対人傷害などの保険料
 - ⑪会場設備・備品及び他社展示物の破損・紛失弁償費
 - ⑫放置された装飾資材等の残料、ゴミ処分に係る費用
 - ⑬試飲・試食に係る給排水等設備費、工事費および使用料
 - ⑭その他、通常出展料に含まれない費用とみなされるもの
- ※出展者またはその代理人は指定された期日までにオプション料全額を指定銀行口座へ振り込まなければなりません。万が一指定された期日までに支払われなかった場合、事務局は遅延損害金を請求することができます。なお振り込み手数料は、出展者が負担するものとします。また一度振込されたオプション料は原則としてご返却致しません。

7. 小間の位置

小間の位置については、展示の内容などを考慮に入れ、主催者・事務局が決定します。ただし出展状況の変動により会場レイアウトの変更等が行われても、出展者は主催者・事務局に対する異議申立てならびに賠償責任等を問う事はできません。全て主催者・事務局に一任されます。

8. ブースの施工・装飾及び材料

出展者は、国、自治体、及び会場が制定する安全規則及び事務局が定める出展に関する規則に従っていただけます。ブース装飾の材料は消防法の基準に適合したもののみ用いる事ができます。また展示・装飾は、原則として2.7mを超えることはできません。やむを得ず、この高さを超える展示が必要な場合には、事務局までお問合せください。事前に事務局への連絡がなく、この高さ制限を超えている場合には、事務局は展示内容の変更もしくは展示の取りやめを命じる事ができます。強い光、熱、臭気、または大音量を放つ実演など、他社に迷惑となる行為は行えません。実演などが他社に多大な迷惑を与えていると事務局が判断した場合、事務局はその実演などの中止・変更を命じることができます。これらの規則及び消防法の詳細については、出展決定後にお渡しする出展者マニュアルを参照ください。

9. 出展面積の転貸、売買、譲渡、交換の禁止

出展者及び出展申込者は、出展面積の一部あるいは全部を、転貸、売買、譲渡、交換することはできません。また事務局の承認無しに、出展者以外の企業・団体または個人が使用、展示することはできません。

10. 出展者の行動

出展者は、出展者にふさわしい品位ある行動をとっていただけます。ブース駐在員は常に出展者証を着用してください。またブースには常

に最低1名は駐在してください。

11. 本展示会の運営

事務局は本展示会の業務を円滑に遂行するため、各種規則等の制定、修正を行うことができます。また、この「出展規約」に記載の無い事項について、新たに取決め、各種の追加や変更を行うことができます。

出展者が「出展規約」ならびにその他出展者マニュアル上での規定等に違反した場合、また事務局がその他不適切と判断した場合、会期前、会期中にかかわらず事務局はその出展者の出展を中止させることができます。その場合、その展示スペースは事務局が処分することができます。なお、その際に生じた出展者及び関係者の損害については補償しません。

12. 展示品の管理及び免責

事務局は準備から撤去までの全期間を通じ、警備会社と契約して会場の整理を行います。各社小間内の警備までは行いません。

展示品の管理は、出展者の責任において行ってください。主催者及び事務局は、展示品の損害、盗難、紛失、破損等について一切責任を負いません。

13. 保険

会場への展示物搬入開始から撤去までの期間必要と思われるものについての損害保険については、各出展者で加入してください。特に小間内の警備・保険に関しては出展者ごとに行うものとし、展示品などに損害が生じた場合にも、主催者及び事務局は一切責任を負いません。

14. 補償

出展者及びその代理人が他社の小間、事務局の運営設備または展示会場の設備及び人身等に損害を与えた場合、その補償は出展者の責任において行うものとし、主催者及び事務局は一切責任を負いません。事務局は、天災地変等のやむを得ない理由で本展示会の全てまたは一部を中止・変更する事ができます。その為に生じた出展者及び関係者の損害については保障しません。

15. 法的保護等

本展示会におけるアイデアの模倣及び商談等に関するトラブルについて、主催者及び事務局は一切の責任を負いません。出展内容は一般公開いたしますので、特別なノウハウ等についての法的保護(産業財産権等の手続き等)については、出展者の責任において対応するものとします。

展示内容に関して、紛争、訴訟、異議申し立て、その他の問題が発生した場合、出展者は自己の責任と費用負担のもとに解決するものとし、主催者・事務局は一切の責任を負いません。

16. 出展搬入・搬出と撤去

展示物等の会場への搬入期間及び会場の設営工事期間などの詳細については、出展決定後にお渡しする出展者マニュアルにてご案内します。会期中は事務局の承認無しに、展示物を搬入・搬出・撤去及び移動することはできません。

展示品及び小間内の保守・清掃は、出展者の責任において行ってください。決められた撤去期日までに撤去されない展示品及び物品は、出

展者の費用負担にて事務局が任意に撤去・処分できるものとします。

出展者はそのことで生じた損害を、主催者及び事務局に請求することはできません。

17. 出展者提供素材

出展者は、事務局が指定した期日までに、求められた出展者カタログ・web サイト用掲載素材及び各種申請を提出してください。出展者が提出した素材は、本総合展に使用する目的の為、事務局が自由に加工・構成・編集できるものとします。いただきました素材は返却いたしません。また出展者が提供する素材は、著作権その他の権利侵害などの法的問題が発生する危険が一切ないものに限ります。これらの素材に関して、紛争、訴訟、異議申し立て、その他の問題が発生した場合、出展者は自己の責任と費用負担のもとに解決することを保証し、主催者・事務局は一切の責任を負いません。なお事務局は出展者に対し、素材利用に関してのロイヤリティ、及びライセンスフィーその他の事由に関わらず、一切の金銭の支払いは致しません。

18. 販売出展

本展示会は企業間取引を前提とした商談を目的としているため、出展者が小間内を含む会場内で展示物その他物品(サンプル品を含む)を販売又は有料で提供することを希望する場合は、あらかじめ事務局に連絡を頂き、規約等を厳守する場合に限り販売を行うことができます。

19. 飲食物

加熱するなどの2次加工が必要ない、袋詰めされた飲食物商品のサンプル配布は可能です。出展者による会場内でのそれ以外の試飲・試食については、事前に事務局に届け出をしていただき、保健所・消防署等の指導の元で許可が下りたもののみ実施可能とします。なおその際には給排水設備が必要となり、別途給排水設備費、工事費及び使用料として費用負担が発生します。また試飲・試食を行える製品は、原則、自社で開発した製品に限ります。それ以外の場合には、事務局までご相談ください。

20. 特定成人向けの商品等

すべての特定成人向け商品、公序良俗に反する製品、及び事務局が不適切と判断した製品については、出展・展示・プレゼンテーション・販売・配布・会場持ち込みを禁止します。

21. 報告書の提出

搬入日に配布する出展報告書を、開催最終日に必ず提出していただきます。また本展示会終了の約3~6ヶ月後に実施する、出展の成果に関する調査について、報告書を必ず提出していただきます。

22. 出展募集要綱及び出展規約の承認

すべての出展申込者(出展者を含む)及びその代理人は、本展示会の出展募集要綱に記載された全事項及び本出展規約を承認したものといたします。事務局と出展申込者(出展者を含む)、来場者、その他関係者との間で解決されない事項が発生した場合は、裁判所に裁定を委ねます。

23. 個人情報の取り扱い

出展申込書に記載した情報は適切に管理し、本展示会の運営及び、独立行政法人中小企業基盤整備機構が開催する他の展示会の案内・照会の

ために利用する場合があります。

個人情報管理者 独立行政法人中小企業基盤整備機構 新事業支援部
販路開拓支援課長 TEL:03-3433-8811(代表)